

令和7年度 第3回住吉区防災専門会議での意見に対する対応方針

番号	意 見	対 応 方 針	参考
1	【防災マップの浸水表示について】 防災マップに掲載されている災害時避難所について、大和川が氾濫した場合に浸水のおそれがある避難所を一目で判別できるよう、避難所マークの横に青い水滴のアイコンを表示してはどうか。	令和8年度に全戸配布を予定している防災情報紙の防災マップに、大和川の氾濫時に浸水するおそれのある避難所が一目で分かるよう、識別用のマークを追加します。あわせて、大和川氾濫時は警戒レベルにより開設される避難所が段階的に変わることと、浸水のおそれがある避難所に避難する場合は必ず2階以上へ上がる必要がある旨を追記します。 また、水害時に開設する避難所（小学校・中学校・阪南高等学校）に配備している、水害時を想定した避難所開設セットに基づき、訓練等を随時実施していきます。	畑委員
2	【自助、共助（個別支援プラン）の周知について】 ・要支援者や要介護の方の中には、「災害が起きたら、まずケアマネジャーや役所に連絡すれば何とかできる」と考えている方が少なくない。しかし、大規模災害の発生後は、支援機関がすぐに対応できず、支援を受けられない可能性が高い。 そのため、平時から自分自身で避難等の計画を立て、災害に備えておく必要があることを、周知徹底する必要があると考える。 ・住吉区地域見守り支援システムに登録すれば、災害時に必ず支援を受けられると誤解している要支援者が多いため、必ずしも支援を保証するものではないことについて、理解を得る必要がある。	6月10日（水）の居宅支援部会役員会及び6月18日（木）の介護保険サービス事業者連絡会において、各事業所及びケアマネジャーに対し、個別支援プランの取組内容と、住吉区地域見守り支援システムに登録しても災害時の支援が必ず受けられるわけではないことについて周知し、あわせて事業所を通じ支援を受けている要援護者へも周知依頼しました。 また、要援護者の方ご本人には、個別支援プラン作成時の同意書に、「災害時の支援（安否確認・避難支援）を保証するものではない」旨を記載することで周知しています。 今後も、支援事業者が集まる場において、引き続き周知してまいります。 さらに、令和8年度に全戸配布を予定している防災情報紙に、災害時の避難等の行動計画をまとめる「マイタイムライン」を掲載し、区民への啓発を行います。	畑委員 佐伯委員

令和7年度 第3回住吉区防災専門会議での意見に対する対応方針

番号	意 見	対 応 方 針	参 考
3	【組立式簡易ベッドの組み立て方法の周知について】 避難所に配備されている組立式の簡易ベッドは組み立てが非常に難しく、複数人で交代しながら作業しても、最後まで完成できなかった。 円滑に組み立てるための具体的な手順と、作業のコツを周知してほしい。	災害時避難所に配備している組立式簡易ベッドを、円滑に組み立てるための具体的な手順と作業のコツをまとめた資料を作成し、災害時避難所の備蓄倉庫へ、組立式簡易ベッドと併せて保管しました。	北林委員
4	【福祉避難所の適正利用に向けた周知・啓発の強化について】 要援護者のうち福祉避難所での受け入れが必要と思われる方も、まずは災害時避難所に避難する。その後、入所者や建物の安全確認が完了し、必要な人員が確保できた段階で福祉避難所を開設し、優先度の高い方から順に福祉避難所に避難する流れとなっている。 一方で、福祉避難所の仕組みを十分に知らないまま、直接福祉避難所に避難される方もいる。こうした対応に追われると、福祉避難所が本来担うべき支援機能が損なわれるおそれがある。 そのため、福祉避難所の役割や利用の流れについて、周知・啓発を強化してほしい。	6月10日（水）の居宅支援部会役員会及び6月18日（木）の介護保険サービス事業者連絡会において、各事業所及びケアマネジャーに対し、福祉避難所の役割や、災害発生時の避難の流れを周知し、あわせて事業所を通じ支援を受けている要援護者へも周知依頼しました。	上田委員

令和7年度 第3回住吉区防災専門会議での意見に対する対応方針

番号	意 見	対 応 方 針	参 考
5	【家庭での備蓄の啓発について】 家庭での備蓄は、必要だと思っけていても実際にはなかなかできていないのが実情だと思われる。 そこで、各自リュックに備蓄品を入れて持ち寄り、内容を比べるコンテスト形式にする等、楽しみながら取り組めるよう工夫し、備蓄の必要性を啓発してはどうか。	家庭での備蓄を啓発するために、各地域の防災訓練や防災講話の機会を活用し、防災リュックの展示や、楽しみながら取り組める企画を地域に提案し、実施していきます。	畑委員